

(熊本市田崎 2 丁目 1 番 1 1 号)	木曜日
中央自動車学校 (熊本市坪井 6 丁目 1 0 番 1 号)	火曜日及び金曜日
寺原自動車学校 (熊本市菟川 2 丁目 3 番 7 8 号)	火曜日
大洋自動車学校 (玉名市向津留 5 3 2 番地)	火曜日
大洋第二自動車学校 (玉名市築地 7 6 1 番地)	水曜日
種木自動車学校 (鹿本郡種木町投刀塚 3 2 0 番地 1)	水曜日
山鹿自動車教習学校 (山鹿市山鹿 1 1 7 番地)	木曜日
荒尾第二自動車学校 (荒尾市乃田 9 4 7 番地 1)	火曜日
菊池自動車学校 (菊池市大字木柑子 1 4 2 7 番地)	木曜日
菊池自動車学校 (菊池郡菊陽町大字原木 1 4 3 0 番地)	火曜日
城北自動車学校 (菊池郡酒木町大字吉富 3 0 0 番地 3 9)	火曜日
阿蘇自動車学校 (阿蘇郡一の宮町宮地 4 5 0 7 番地 3)	土曜日
熊本バス自動車学校 (上益城郡御船町大字木倉 1 7 5 番地)	金曜日
矢部自動車学校 (上益城郡矢部町千滝 4 4 1 番地)	水曜日
熊本南自動車学校 (宇土市松山町 2 3 0 0 番地)	火曜日
豊福自動車教習所 (下益城郡松橋町大字両仲間 6 4 番地 1)	金曜日
八代自動車学校 (八代市井上町 9 1 番地)	月曜日
八代ドライビングスクール (八代市平山新町 5 3 3 8 番地)	月曜日
水俣自動車学校 (水俣市山手町 1 丁目 8 番 1 号)	木曜日
人吉自動車学校 (人吉市鶴田町 8 7 5 番地)	木曜日
多良木自動車学園	水曜日

(球磨郡多良木町黒肥地 3 1 0 番地)	
天草自動車学校 (本渡市亀場町大字亀川 7 0 番地 4)	火曜日
大矢野自動車学校 (天草郡大矢野町大字中 2 4 4 3 番地 2)	火曜日
牛深自動車学校 (牛深市久玉町南神鳴子 5 5 3 2 番地)	火曜日

9 法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 3 号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字幸川 2 6 5 5 番地)	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 3 0 分から 同 9 時 0 0 分まで

10 講習を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) 第 3 条に規定する休日
  - (2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)
  - (3) 災害その他やむを得ない事情のある日
- 11 1 から 9 までに掲げる講習を行う場所、期日及び受付時間は、気象状況その他のやむを得ない理由があるときは変更することができる。

熊本県公安委員会告示第 8 号

平成 6 年 9 月 1 9 日公安委員会告示第 1 1 号 (熊本県公安委員会が行う意見聴取等の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板の場所) の一部を次のように改正し、平成 1 4 年 1 月 4 日から施行する。

平成 1 3 年 1 2 月 2 8 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

2 の項中「熊本市帯山 8 丁目 2 番 1 号」を「菊池郡菊陽町大字辛川 2 6 5 5 番地」に改める。

熊本県公安委員会告示第 9 号

熊本県道路交通規則 (昭和 4 7 年熊本県公安委員会規則第 1 号) 第 2 8 条の規定に基づき、運転免許試験、再試験、限定の全部又は一部の解除の審査及び緊急自動車の運転資格の審査を行う場所、期日及び受付時間を次のとおり定め、平成 1 4 年 1 月 4 日から施行する。

なお、平成 4 年 1 0 月 2 6 日付け熊本県公安委員会告示第 7 号 (熊本県道路交通規則第 2 8 条の規定に基づき、運転免許試験、再試験、限定の全部又は一部の解除の審査及び緊急自動車の運転資格の審査を行う期日、場所及び種別) は、同日付けで廃止する。

平成 1 3 年 1 2 月 2 8 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1 運転免許の種類ごとの道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 8 9 条に規定する運転免許試験 (以下「免許試験」という。)、同法第 1 0 0 条の 2 第 1 項に規定する再試験 (以下「再試験」という。)、道路交通法の一部を改正する法律 (昭和 4 0 年法律第 9 6 号) 附則第 2 条第 3 項、第 5 条第 3 項及び規則第 1 8 条の 4 に規定する限定の全部又は一部の解除の審査 (以下「解除の審査」という。)並びに道路交通法施行令 (昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号) 第 3 2 条の 2 第 4 号、第 3 2 条の 4 及び第 3 2 条の 5 に規定する緊急自動車の運転資格の審査 (以下「緊急資格審査」という。) 場所、期日及び受付時間はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 大型二種免許、普通二種免許、大型免許、普通免許及び普通仮免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2 6 5 5 番地)	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 3 0 分から同 9 時 0 0 分まで

(注) 大型免許及び普通免許に係る緊急資格審査については、予約制とする。

(2) 小型特殊免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2 6 5 5 番地)	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 3 0 分から同 9 時 0 0 分まで
警察署 (熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。)	当該警察署長が指定する。	

(3) 原付免許

場 所	期 口	受 付 時 間
熊本県運転免許センター	月曜日から金曜日まで	午前 8 時 3 0 分から同 9 時 0 0 分まで

(菊池郡菊陽町大字辛川 2655番地)	(解除の審査については、午後1時 00分から同1時30分まで)
警察署(熊本北、熊本南、 熊本東、大津及び御船の 各警察署を除く。)	当該警察署長が指定する。

(4) 大型二輪免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655番地)	月曜日から金曜日まで (免許試験(技能に限 る。))については、火 曜日及び木曜日)	午前8時30分から同9時00分まで

(注) 緊急資格審査については、予約制とする。

(5) 普通二輪免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655番地)	月曜日から金曜日まで (免許試験(技能に限 る。))及び解除の審査 については、火曜日及 び木曜日)	午前8時30分から同9時00分まで

(注) 緊急資格審査については、予約制とする。

(6) 大型特殊二種免許及び大型特殊免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655番地)	月曜日から金曜日まで (免許試験(技能に限 る。))及び解除の審査 については、水曜日)	午前8時30分から同9時00分まで

(7) けん引二種免許及びけん引免許

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655番地)	月曜日から金曜日まで (免許試験(技能に限 る。))及び解除の審査 については、月曜日)	午前8時30分から同9時00分まで

2 熊本県警察本部長は、特に必要があると認めるときは、前1の規定にかかわらず、運転免許の種類ごとに場所、期日及び受付時間を指定して、免許試験、再試験、限定の全

部又は一部の解除の審査及び緊急資格審査(以下「免許試験等」という。)を行うことができるものとする。

3 指定自動車教習所の卒業証明書を有する者で試験の一部免除に該当するもの、指定自動車教習所の技能審査合格証明書を有する者、免許失効者で試験の一部免除に該当するもの及び外国免許を有する者で試験の一部免除に該当するものに係る免許試験の場所、期日及び受付時間については次のとおりとする。

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川 2655番地)	月曜日から金曜日まで	午後1時00分から同1時30分まで

4 免許試験等を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (3) 災害その他やむを得ない事情のある日